

全国労働衛生週間を迎えて

心身ともに健康で安心して働く ことができる快適な職場づくりを

名古屋北労働基準監督署長

原 田 次 夫
はら だ つぎ お



会員事業場の皆様には、日頃より労働基準行政に格別のご理解とご協力をいただいていることに厚く御礼申し上げます。

さて、本年も全国労働衛生週間が、
「心の健康維持・増進
全員参加でメンタルヘルス」

をスローガンとして、10月1日から10月7日まで全国一斉に実施されます。

「心の健康」がスローガンに現れたのは昭和60年が初めて以後繰り返し唱えられてきました。全国
の自殺者数が平成10年以降3万人を超えていることは、毎年報道されているところ
です。このうち被雇用者は27・9%、9、000人を超えて
います。（警察庁発表「平成21年中における自殺の概要資料」）

また正確な統計は見当たりませんが、自殺に至らなくても精神疾患による
休業者数は相当な数になるものと推測されます。精神疾患による
労災保険請求も増加しています。これらの自殺や休業が、必ずしも
労災保険法上労災として認定されるものではないとしても、本人、
家族はもちろん、企業、社会にとって大変な損失となつていま
す。

また、有害業務による疾病の防止対策は設備、環境測定、検診など措置すべき
対策は、比較的分かり易いものでしたが、メンタルヘルスや、健康
確保対策は、社員一人一人の理解・協力を要し、手法としては、
教育・研修が主とならざるを得ません。特にメンタルヘルスに
関しては、発症後の対応よりも予防が重要であることを考えれば、
健康診

断や相談体制の整備といった対応だけでなく、労働時間管理や人事・労務
政策を含む問題でもあり、産業医や、衛生管理者などスタッフの発想・活動
はもとより、経営のトップをはじめとする全社的な取り組みを要する課題
であります。

「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」「労働者の心の健康保持増進のため
の指針」等が示されていますが、内容は企業規模等によっては困難なもの
もあります。このため、様々な事業場外資源も用意されています。これら
をも利用しつつ、対策を進める必要があります。

全国労働衛生週間を機会に、心身ともに健康で安心して働くことができ
る、快適な職場づくりに努力を継続されることを期待致します。